

令和8年度富山県職員（任期付職員）募集要綱（障害者ステップアップ枠）

令和8年4月23日

1 選考区分、採用予定人員、職務内容及び配属予定先

選考区分	採用予定人員	職務内容	配属予定先
任期付職員	若干名	企画・立案、調査、相談、会計、予算業務等 ※任期中における職務内容は障害に応じて相談	本庁

2 任用期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

3 受験資格

- (1) 昭和39年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。）
- (2) 次のいずれかの交付を受けている者（受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。）
 - ア (ア) 身体障害者手帳
(イ) 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業医による、「障害者の雇用の促進等に関する法律」別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
 - イ (ア) 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳等
(イ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳
- (3) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 試験・合格発表

(1) 試験の日時等

	試験日	試験会場	内容
書類選考	—		アピールシートの記載内容を評価
面接試験	令和8年5月15日（金）〈富山県民会館（予定）〉 ※時間、会場は申込者に別途連絡します。		主として人柄等についての個別面接

※応募多数の場合は、書類による一次選考を実施します。一次選考の結果は書面で通知します。

(2) 最終合格発表

令和8年5月中下旬に書面で通知します。

5 勤務条件

- (1) 給料 大学新卒者（22歳）の場合、概ね月額 225,600円です。
※学歴、勤務経験等により上記以外になることがあります。
- (2) 諸手当 地域手当、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等
- (3) 勤務時間等
 - ・ 勤務日 月曜日から金曜日まで
 - ・ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、勤務場所によってはこれと異なる場合があります。
- (4) 休暇等
 - ・ 年休は在職期間に応じて付与、特別休暇（忌引、災害等出勤困難等）は正規職員と同様に付与されます。

6 申込手続

- (1) 申込先及び問い合わせ先
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県経営管理部人事企画室人事課
(TEL: 076-444-3161)
- (2) 申込方法
次の書類を同封し、封筒に「任期付職員（障害者ステップアップ枠）採用選考試験申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県経営管理部人事企画室人事課に提出してください。
※ウ、エの書類の準備が間に合わない場合は、試験当日の持参でも可とします。
なお、書類を郵送する場合は、必ず書留又は簡易書留で送付してください。
 - ア 申込書（別紙所定様式） 1通
 - イ アピールシート（別途所定様式） 1通
 - ウ 最終学歴に係る卒業証明書、卒業見込証明書又は卒業証書の写し※ 1通
 - エ 最終学歴に係る成績証明書※ 1通
- (3) 受付期間
令和8年4月23日（木）から令和8年5月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
なお、郵送による申込みは必ず書留又は簡易書留とし、令和8年5月8日（金）必着とします。

7 試験結果の閲覧

この採用選考の結果については、個人情報保護に関する法律第69条第2項の規定により、下記のとおり閲覧することができます。なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、学生証、生徒手帳など写真付きの証明書）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に富山県経営管理部人事企画室人事課（富山県庁3階）に直接お越しください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

閲覧できる人	閲覧内容	閲覧期間
試験の受験者本人	総合得点及び順位	最終合格発表の日から1月間

8 その他

任期付職員（障害者ステップアップ枠）として6ヶ月以上勤務した場合、令和8年度に実施する正規職員へのステップアップが可能となる職員採用選考試験を受験することができます。